

京都外国語大学・京都外国語短期大学  
障がい学生支援に関するガイドライン

2016年4月1日制定  
(改正 2023年3月1日)

## 1. 基本理念

本学は「PAX MUNDI PER LINGUAS—言語を通して世界の平和を—」を建学の精神にかかげ、性別、年齢、国籍、人種、民族、文化、宗教、障がい、性的指向など、さまざまなバックグラウンドを持つ人が世界中から集まっている。その中で、互いの違いを多様性（ダイバーシティ）として尊重しながら、多文化共生の実現に向けて貢献できる人材の養成を目指している。

本学においては建学の精神に則り、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自由に教育研究に取り組むことのできる環境の整備に取り組む。

## 2. 基本方針

- (1) 学長のリーダーシップのもと、教職員が連携・協力し、障がいのある学生（※）の社会的障壁（※）を除去するため、大学全体として支援に取り組む。
- (2) 障がいの有無に関わらず、すべての学生が質の高い同一水準の教育を受けることができるように、修学機会の確保と支援の充実に努める。
- (3) 障がいのある学生への支援は、学生本人及び保証人からの要望に基づいて支援内容を協議し、合意形成を図ったうえで決定する。
- (4) 成績評価については、障がいの有無・種類・程度にかかわらず、授業や試験等で必要な支援を行ったうえで同一の基準で評価する。
- (5) 支援は、障害者権利条約に定められた「合理的配慮（※）」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が定める基準を参考とする。
- (6) 障がいのある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送ることができるよう、施設・設備のバリアフリー化に努める。
- (7) 障がいのある学生及び入学希望者が必要な情報を得ることができるように、障がい学生支援にかかわる情報を積極的に公開する。
- (8) 障がいのある学生が、教育上および学生生活上で不当な差別や不利益を受けないように、障がいに関する研修会や講演会等を行い、理解啓発に努める。

※ 障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）

その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

- ※ 社会的障壁とは、障害がある学生にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- ※ 合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

### 3. 対象

本学に在籍する障がいのある学生及び入学希望者の中で、本人及び保証人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものを対象とする。

### 4. 相談体制

本学は、障がいのある学生及びその関係者（保証人、教職員等）からの支援に関する相談に応じる窓口として、障がい学生支援室を置く。ただし、受験時の配慮に関する相談窓口は入試広報部とする。

障がいのある学生が、合理的な理由もなく必要な支援が受けられない、不当な差別的取り扱いを受けた場合の相談窓口は「人権教育啓発室」とする。

### 5. 支援の流れ

- (1) 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、必要な支援の申請を申し出ることができる。
- (2) 支援内容は、学生本人の支援ニーズと意思を十分に聴き取りし、学生と本学が十分に話し合い、合意形成を図ったうえで決定する。
- (3) 教職員は、学生一人ひとりの支援の要望に基づき、緊密に連携・協力して個別対応を行う。
- (4) 学期に一度、支援の内容や要望などに変更がないか学生とふりかえり面談を実施し、必要に応じて支援内容の見直しを行う。

### 6. 個人情報保護と守秘義務

教職員は支援を行うにあたって知り得た障がいのある学生の個人情報（障がい、支援内容を含む）の管理を厳密に行い、第三者に個人情報の開示や提供が必要な場合は、本人の

同意を得て行う。

ただし、障がい学生への支援を連携して行うために必要と本学が判断した場合、守秘義務を十分に遵守しつつ、教職員間での個人情報の共有を行うことができる。

#### 7. 改廃について

このガイドラインの改廃は、教学マネジメントに関する委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則 このガイドラインは、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 このガイドラインは、2023 年 4 月 1 日から施行する (2023 年 3 月 1 日改正)

参考：[文部科学省] 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について (通知) 平成 27 年 12 月 9 日

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/gakuseishien/1382208.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/gakuseishien/1382208.htm)